

第4回長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会議事録

日時：平成24年12月21日（金）

午後2時から午後4時30分

場所：県庁 議会増築棟 3階 第1特別会議室

田中企画幹

それでは定刻になりましたので、ただいまより第4回長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます温暖化対策課企画幹の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに環境部長の原からご挨拶申し上げます。

原部長

皆さん、こんにちは、お疲れ様でございます。本日第4回長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会を開催いたしましたところ、皆様ご多忙の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また委員の皆様方にはこれまで地球温暖化対策新制度の構築にあたりまして、3回にわたる専門委員会、それから数回にわたります専門家によるタスクフォース会議等多くの場に参加いただき、ありがとうございます。活発にご議論いただいたことに、心から感謝する次第です。

さて、9月に取りまとめました中間報告を基に、関係団体とのステークホルダー会議、県下10ヶ所での地域懇談会、それからパブリックコメントの募集を実施等いたしまして、幅広い皆様方からご意見を多くいただいたところでございます。本日はそれらを踏まえまして、最終報告案を取りまとめていただくこととなりますけれども、これまで同様、活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。

さて、皆様方ご承知のように先般の衆議院選挙において、政権の枠組みというものが替わることになりました。今回の総選挙におきましてもエネルギーの問題は、争点のひとつとして、取り上げられたところでございます。新政権の、エネルギーや温暖化政策に関わる方向性については、大きく変わるものではないと私ども認識しておりますけれども、これまで国において議論されてきた方針、戦略等について今後どのようになるかという動向については、私どもといたしましても注視しているところでございますし、今後注視していかなければならないと考えているところでございます。従来の温暖化対策に加えまして、エネルギー適正利用でありますとか、エネルギー自立地域づくりを加えました今回の環境エネルギー戦略が目指す社会の到達には、住民の方と行政が一体となりましてまだまだ多く取り組まねばならないと、認識しております。自然環境に恵まれた本県におき

ましても、この戦略により新たな取り組みをすすめていく戦略、戦略をより新たな取り組みをすすめていくことは大変大きな意義があると、ある意味自負しているところがございます。本日の会議ではいくつかの論点について議論いただくことになっておりますが、限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方のご意見、知見を結集していただいて、より良いものにしていきたいと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

田中企画幹

ここで、本日お手元にお配りしました資料の確認をお願いしたいと思います。

本日の会議資料は会議次第と委員出席名簿の他に資料一覧記載の通りでございます。ご確認をお願いいたします。また、本日の会議は公開とさせていただきます、内容につきましては議事録をホームページ上に公開いたしますので、その旨、委員の皆様におかれてはご了解をお願いいたします。

それではこれから議事に入らせていただきます。

本日の会議事項についてでございますが、「長野県環境エネルギー戦略最終報告案」について、「長野県地球温暖化対策条例改正に関わる最終報告案」について、長野県環境審議会への最終報告についてでございます。議長につきましては長野県環境審議会地球温暖化対策専門家委員会設置要綱第4の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、一方井委員長に議事の進行をお願いいたします。

一方井委員長

田中企画幹、ありがとうございました。それでは私がこれから進行を勤めさせていただきます。どうぞ皆様方、よろしく願いいたします。それでははじめに会議事項(1)、長野県環境エネルギー戦略(最終報告)でございますけれども、事務局からご説明願います。今回最後でございますので、一通り全部説明ということになると思いますが、適時区切ってご説明下さい。それで議論したいと思います。

それでは私の方からご説明いたします。まず、これまで実施等しましたパブリックコメントやステークホルダー会議、そして10ヶ所での地域懇談会についてご紹介したいと思います。資料としましては参考資料1がパブリックコメント、参考資料2がステークホルダー会議、参考資料3が地域懇談会の関係でございます。ステークホルダー会議では32の団体にご参加いただきました。また、一方井委員長のほか、歌川委員、高木委員にもご参加いただきどうもありがとうございました。

地域懇談会は10カ所で開催をいたしまして、それぞれの場所でNPOの関係者、または事業者の関係者、建築の関係者、または市町村の関係者にご参加いただきました。どの会場でも30人から50人程度参加いただき、非常に活発な意見交換が行われました。時間もありませんので、主な意見、概要についてご紹介いたします。

ステークホルダー会議、地域懇談会でも、今回の計画全般に関しては、温暖化とエネルギーの視点を統合して取り組んでいくということで、評価をいただいていると思っています。特に具体的な制度でありますとか、新しい施策が入るということで、「これから自然エネルギー、温暖化の取組を強化していくという県の姿勢がよくみえる」といった評価をいただいております。いくつか細かい点につきまして、ご意見もいただいております。例えば目標のところでございますが、「最大電力需要の数値が非常に厳しいのではないか」といった目標に関するご意見もございました。また制度に関しましては、例えば、事業者関係でございますけれども、ステークホルダー会議の中では、「特に中小事業者向けの対策が十分ではないのではないか」、「経済性の側面もみてはどうか」といったご意見が出されました。また建築関係でございますけれども、「住宅も含んだ非常に意欲的な制度である」といった評価があった一方、当初は建築事業者に省エネルギー性能等を説明する義務を課していましたので、「義務の対象者はほかの法令とも合わせて建築主にすべきではないか」といった意見や、その取組を小さな工務店にもやっていただく観点から、「講習会とか普及のための取組をやってほしい」といった意見、また国の制度も変わっていますので、「国の新しい省エネルギー基準ともあわせながら、まずその整合性を図ってほしい」といったご意見がございました。また自然エネルギーにつきましても、全般的に評価いただきましたけれども、例えば、「温泉熱とか畜産系のバイオマス、小水力など、今は進んでいないけれども今後可能性があるようなものについても触れてほしい」といったご意見がございました。こうしたご意見を最大限反映し、今回の最終のとりまとめを行わせていただきました。

最終報告書でございますが、まず資料2をご覧くださいと思います。

資料が2つございます。1枚目のものは、前回の中間の報告書の中でもお渡ししていたものですが、今回の最終報告に伴い微修正いたしました。今回新たにつくりました資料が、その次の「長野県環境エネルギー戦略」でございます。

この資料は、地域懇談会の中でも非常に盛りだくさんでちょっとわかりにくいのご意見をいただきましたので、わかりやすさを意識して、特に重点を置いて取り組む内容に焦点を絞って整理をしたものでございます。この左側には「目指す姿」ということで、「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」ということで、新たに整理した県民生活やコミュニティの未来像を入れています。また左上のところでございますが、「環境エネルギープロジェクト10」ということで、今回5つプラス1の6つの目標に関する数値がでできます。数値がいろいろありますが、県民の方の記憶にこの数値を残していただくという主旨で、温室効果ガスの総排出量については、全体の対策の進捗状況をはかる温室効果ガスの総排出量の10%という数値に、エネルギー自給率については、県民にとってわかりやすい年間消費量をベースとした数値とし、その11%を少しまるめてエネルギー自給率の10%という数値にしています。

この二つの目標を達成するために、さまざまな取組みを行いますが、特に10のプロジェクトに重点的に取り組むということで、「10の重点プロジェクト」でこの温室効果ガスの排出量を10%削減、エネルギー自給率10%という主旨での環境エネルギープロジェクト10というわかりやすいキャッチフレーズもここで出しています。また、右側のところですが「10の重点プロジェクト」ということで、家庭と事業者、建築物、それぞれ新しく導入する制度を中心として、この省エネルギーの取組を整理してございます。

家庭の方は、この省エネ診断制度でございまして、5年間で全県80万世帯中、10万世帯への助言等を見込んでいます。そういった8件に1件はこの省エネ診断をやっている。そういった方向性や家電の省エネラベル提出制度の対象が広がるという点がポイントです。それから2つめの事業者ですが、事業活動での省エネへの取組支援ということで、計画書制度の対象者の範囲を広げるとともに、計画項目に交通等の視点も加え、助言や評価を実施します。大規模排出事業者300というのが対象ということと、協定プラス支援の制度について記載をしています。

また建築物ですけれども、この報告書では省エネルギーと自然エネルギーに分かれていて、少しわかりにくい表現になってしまっているのですが、ここでは建築物という視点で建築物の環境エネルギー性能と自然エネルギーの導入検討制度を一体的にわかりやすく整理をしています。また、今回の

制度のポイントであります 10 m²超の住宅は、新築建築物が対象になるという旨も記載しています。また、自然エネルギーについては「1村1自然エネルギーから 77 のエネルギー自立地域」ということをキーワードにしていきたいと考えています。4としては「地域主導の基盤づくりということで、ここでは地域環境エネルギーオフィスといった中間支援組織や、地域指導型のビジネスモデルの立ち上げを支援する。こういった分野、横断的な取組に加えてこの自然エネルギーの分野でもさまざまありますが、特に長野県として今後重点を入れていこうとして太陽光、小水力、それぞれ発電ですが、バイオマスについては発電と熱と両方含んでいます。太陽光については公共施設の屋根貸しの「おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト」や、初期投資軽減モデルの事業化の支援、それから 6 番目小水力ですが、今回ここは新たに加わったところでございますが、「小水力発電キャラバン隊」水利権の相談窓口の設置などにより事業化を支援していきたいと考えています。7 番目、バイオマスのところは熱電併給型のプロジェクトや、薪の流通システムをつくるという地域資源循環型のバイオマス熱利用モデルづくり、こういった視点を特に重点を置いて取組むということでございます。

また、8、9、10としては「交通・まちづくり」「電力需要抑制」「適応策」ということで、それぞれ「交通・まちづくり」については、この中でも、新たに制定された、いわゆるエコまち法に基づく「低炭素まちづくり計画の策定」を支援して公共交通を活性化する、または EV 等の次世代自動車の普及・促進の観点を入れていきます。

電力需要抑制としては、「エネルギー供給計画書・協定制度」、それから「信州省エネ大作戦」について記載をしています。最後に適応策としては「信州・気候変動適応プラットフォーム」でございます。こういった形で 10 の重点プロジェクトを整理し、今後対外的に説明するときに使う資料として整理をしたいと考えています。

このあと資料 3、資料 1 と同時に見ていただきながら、特に 9 月の中間報告から変わったところを中心に論点としてご説明したいと思っています。まず 1 点目ですが、「目指す具体的な姿」について、これまでの報告書では、昨年度の地球温暖化対策の戦略検討会の報告書の文言を整理しておりました。今回は 20 ページ、21 ページをご覧いただければと思いますけれども、具体的な絵で 2030 年の目指す姿を整理しています。20 ページですが、ここは県民生活ということで省エネルギーと自然エネルギーに配慮をした住宅の普及ということで、具体的な取組の内容については、吹き出しで整理をしています。これはこの省エネルギー、自然エネルギーの観点だけでは

なくて、少し幅広くなっています。右側の方には農や自然に親しめる信州らしいライフサイクルや、この広い居間にストーブが置かれて家全体を温める家族団欒の場になっている、こういった省エネルギーと自然エネルギーに加えてよりその快適で豊かな生活ができるといった心身豊かな暮らしという視点でも整理をさせていただきます。

また 21 ページ目でございますが、各コミュニティということで、これも 2030 年の姿を整理しています。これはこの農村地域ともう少し都市域が一体になったような地域をイメージしていきまして、エネルギー自立地域の具体的な内容の一つのイメージということでございます。たとえばこの右の方でございますけれども、畜産廃棄物やバイオマス発電ということで、地域の農業と林業が一緒になったような自然エネルギー事業や観光という部分での自然エネルギー利用、そしてこの下のほうでは都市域ということで、コンパクトシティやパークアンドライドのような交通の観点等も含めて、この省エネルギー型でかつ地域主導型の自然エネルギービジネスによるエネルギー自立地域という、イメージを描いています。

また、21 ページの下の図表 3-2 ですが、ここで「エネルギー自立地域の 7 要素」もここで整理をしています。民主性、協働性、参加性、公開性、こういったプロセス論から省エネルギー型のライフスタイル、ビジネススタイル、公共的なまたは地域主導型の自然エネルギービジネスの創出といった視点、またはコンパクトシティのような低炭素なまちづくり、また省エネルギーのビジネスの創出、その結果としてエネルギーの自給率を高め、経済と環境のデカップリング、こういった形でその市民参加型でこの自然エネルギーと省エネルギーを進めて、地域の自立と経済的またはエネルギー的な自立を高めていく。こういったものを一つの目標として進めていきたいということで整理をさせていただきます。

続いて、目標の設定のところでございます。最大電力需要のところでございますが、具体的なページとしましてはこちらの報告書では 25 ページでございます。15、25、45 とこういった形で数値を見直しています。この見直した根拠ですが、この資料 1 の次のページを見ていただきますと、別紙 1 がございます。中間報告では 2020 年 30%、2030 年 50%、2050 年 75% ということで非常に厳しい数値になってございました。このステークホルダー会議や、または地域懇談会等の意見も踏まえて再整理をさせていただきます。この再試算をした根拠でございますが、もともとこの中間報告では長野県の最大電力の削減目標を東京電力の 2011 年の節電と同程度としております。「ここはかなり無理があった」、「この東電の 2011 年の取組というのはかなり痛みを伴うものであった」といったご意見もございましたので、再

試算後では、この部分を中部電力の2011年の節電と同程度ということに仮定としております。また前回のものでは、最終エネルギー消費量の削減量と電力需要量の削減量の近似値ということの仮定でしたが、ここは電力需要ですので最終エネルギー消費量のうち、電気分の削減率の数値を使っています。こういった考え方から、この3番目ですけれども、長野の最終エネルギー消費量のうち、電気によるエネルギー量の基準年比と長野県の最大電力の基準年比と中部電力の電力需要量の基準年比と、中部電力の最大電力の基準年比の比が同じになってくる。こういった考え方です。少し細かい点ですが、ここの上の長野の最終エネルギー消費量のうちの電気によるエネルギー量の基準年比というのは、2010年と2020年の場合は、2020年の比のことです。その下の中電の電力需要量の基準年比で中部電力の最大電力の基準年比のところは、ここは2010年と2011年との比ということですので。こういった形の比をとることによって、結果として、再試算後ですが、2020年のものは30から15、2030年は50から25、2050年は75から45ということで整理しています。また歌川委員の方からも以下のようなコメントをいただいて、無理のない数値として整理をするということで整理してあります。これが目標の1点目でございます。

また「目標の設定について(2)」この資料1に戻っていただきまして、3の論点でございますが、目標の設定についてですが、26ページの自然エネルギー発電設備容量、自然エネルギー導入量、エネルギー自給率の目標について、それぞれ若干数字が変わっています。この自然エネルギー導入量のところは、数値を再精査した結果でございます、大きく中身が変わるものではございません。また発電設備容量も中身は変わっておりませんが、この数値目標の設定の根拠として、今回少し積み上げでも再精査をしています。もともとは国の目標やポテンシャルから整理をしたものですが、今回積み上げでも整理をしてその結果、小水力発電とバイオマス発電が今回かなり計画が具体化しておりまして、もうちょっと増やすことができるということから少し小水力発電とバイオマス発電の割合が若干増えてくるということですが、全体の目標の30万(kW)、60万(kW)、90万(kW)というのは変更ございません。この1、2、3で切っていただいて、これまでの説明の分に関して質問やご意見がありましたらよろしく願います。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。資料1の論点整理というのが、お手元にあると思いますけれども、今この1と2と3をご説明いただいたということで、よろしいでしょうか。それではどれでもいいのですが、とりあ

えず「目指す具体的な姿」のところ、今回は図を新しく加えていただいきまして、わかり易くなったと思いますが、このあたり全体的に表現振り等も含めていかがでございましょうか。はい、それではまた元に戻っていただいて全然構いませんので、いま後半ご説明いただいた目標の設定が前回の中間報告と若干変わってございます。まず論点2のところの最大電力需要の目標数値の変更のところでございますが、何かご意見ございますか。はい、桃井委員。

桃井委員

この電力の目標を低くしたところなんですが、パブコメの中で2011年の取り組みの中で、厳しいというようなコメントがあったということも反映されているのかなと思うのですが、取り組みのなかで何がどう厳しかったのかを具体的に示されているのか、正確にはわからないので、どういうところが厳しかったというのか、もしおわかりになったら教えていただきたいと思います。実際、技術的なポテンシャルをふまえればこの目標があまり高いとは思わないのですが、取り組まれている方たちとのコミュニケーションを深めることも必要だったのではないかと思います。昨年場合は、本来もっとやるべきところがあったのに、出来ていない部分とか、電力の需要量を減らしていく時に、何が必要で何が不要でないかをあまり整理しないうちに、一斉に電力使用の制限とかがあって、混乱があったのかもしれない、そのところを見極めた上で、ご意見をうかがうべきかと思っています。

一方井委員長

ありがとうございました。はい、それでは大林委員。

大林委員

大林です。私も桃井さんのご意見に賛成で、歌川さんのコメントにあるように、たしかに75%削減というのを今突きつけられると、非常に大きいかなという印象はあると思うのですが、ただ2011年、2012年現在がどうなのか、というのを踏まえて考えると、東京ではまだ今年も2010年に比べて10%以上の削減が続いているのですね。この現実を踏まえると、本当に無理をして削減をしていた部分と、あるいは2011年にいろいろな対策を打ったので、business as usual（いつもながら）で、今後も削減が続いていくところがあるのだと思います。東京の例では、特に国の対策、東電の対策では系統的な省エネルギーの政策が取られていなかった中で、一番痛みを伴ったのが、営業や工場運転の週末のシフトでした。一般には、それが非常に省エネに効いたのではないかと、という印象があるのですが、実際それは東電の分析の中でも全体の削減量の一割程度にしか貢献していないと

というようなことも出ています。そういうところから考えると系統的な省エネルギー政策をやれば、もっと削減できるし、その効果というのは無理をしなくても続いていく、一度投資をしてしまえば、続いていくということになりますので、このような情報も整理して示す必要があったら、今後も、もしそういう政策を打つとしたら、実績を県民に説明して、もっと大胆な目標に進んでいくべきだろうと思いました。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。とりあえず事務局の方からちょっとお答えをいただいとと思いますが、よろしゅうございますか。

中島課長

どうもありがとうございます。パブリックコメントの方は具体的にはこの参考資料1の3ページ目の9でして、東京電力管内では電力使用制限令が敷かれるといった、相当痛みを伴った節電であったということで、それ以上の詳しい内容がパブリックコメントに出されているわけではないということと、それから参考資料2のステークホルダー会議の中でも、この2ページ目の(2)の下の方ですけれども、同じような意見が出されています。このパブリックコメントやステークホルダー会議で、桃井さんがおっしゃったような具体的なものが出されているわけではないということです。一方、長野県の特質なのですけれども、長野県の最大電力需要が出るのは実は冬です。297万kWという数値は冬の数値でして、冬は夏と違って午前中も、または夕方5時から7時と長い時間帯で需要が高くて、また寒冷地でもあるということで、省エネルギーの取組は非常に重要でやっていくべきではあるのですけれども、長野県の寒冷地であるという特質性がありますので、冬にどこまでできるか、実際、実績値でも昨年来省エネ大作戦ということで、夏と冬と取組んでおります。夏は5%減という数値目標を設定して、今年も去年も10%くらい減ったのですが、冬については去年は3%の減でした。われわれは今年の冬も国では数値目標は設定されていなかったのですが、おっしゃった指摘で、その節電を構造化していく、節電の取り組みを推進していくという観点から、数値目標の設定の必要性はあるということで3%という数値をあえて設定していますが、その段階でもこういったステークホルダー的な会議の場で長野県の冬は非常にきびしいと、そういった生命等にも関わる部分もあるので長野県の特質性というの踏まえて、この15%でも野心的な取り組み、意気込みでいます。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。桃井委員、大林委員いかがでしょうか。あるいは歌川委員、もしそこにコメントがございましたら。

歌川委員

歌川です。私のコメントも引用していただきまして、ありがとうございます。技術的には痛みを伴わないような節電で東京電力管内で実現した削減水準を長野県でも達成可能だと思います。但し、準備も必要なので、段階を踏んだ対策を考えられたのだと考えます。小さい目標から始め、スマートな節電を今後施策によって普及させ、小さな目標を確実に到達し、見直しの機会に更には高いところを目指して、いかなければと思い、これからやっていっていただきたいと思います。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。この目標というのはもちろん今決めるわけですが、これから何回も見直しの機会がございます。やはり施策がどのように進展していくか、県民の方々にどれだけ受け入れられていくか。その結果として、どういう実績が残されていくか。そういうものを踏まえながら、いまお二人最初にご意見があったような観点からの見直しは、私も必要だろうと思います。ということで、とりあえずはこれでもいかなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。いまのお二人のご意見は、しっかり記録しておきたいと思います。はい、それではその他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

宮入委員

いいでしょうか。前の方にも関連があつて、戻る話も合わさってしまうかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。ちょっと前にありました、目指す具体的な姿というところで、目指すべきものが入って、コメントが入って非常にわかり易くなっているのですが、これと今議論になったたとえば目標数値ですとか、この次に議論になる政策体系がうまくマッチしているるととても使いやすいのかな、という印象がありまして、先ほどの目指す具体的な姿、県民生活とコミュニティと2つあるのですが、こういう図がこれからいろいろな場面で引用される機会が多いのかなと思うのですが、こういったところを見たときにうまく目標値とリンクできるような部分とか、それから政策体系とうまくマッチしている部分を、うまく表現していただければありがたいなと思っております。20、21ページあたりに戻って恐縮ですが、そのあたりでうまく説明していただくと、後々わかりやすいかと。もし目指す姿が仮のもので、そうしたもので仮にないとしたら、ただ単にイメージを伝えたいだけならば、そのあたり注釈を入れるなり、取り扱っていた方がいいかなと、率直に思いました。目標数値の議論なども聞いていまして、やはり数値の議論になりますと県民の皆様にとって馴染みがなく、理解が入るかと思うと、入りにくいかなと思います。そういう

時に目指す具体的な姿が目標の代わりになるかなと思い、意見を申し述べさせてもらいました。やや観念的な話で申し訳ないが、よろしく願います。

一方井委員長

ありがとうございました。では中島課長よろしく願います。

中島課長

ご指摘の点については、われわれもそのとおりに思っています、今この20ページの「県民生活」と「コミュニティ」について、それぞれ家庭の県民生活の方は一般的な4人家族を想定して現在の状態、一般平均的な状態でのエネルギー消費量からそれぞれのこの自然エネルギーと省エネルギーに取組んだことによるエネルギーの自給率やコストを計算しております。その数値もまだ間に合っていないのですけれども、今後出していく普及版のパンフレットや参考資料の方にも、そういった数値も出していきたいと考えています。またコミュニティについても、大まかな形ですけれども、こういった取り組みをすることによってどれくらいのエネルギー消費量になるのか、エネルギーの自給率になるのかというところで整理をしまして、ご指摘のこの目標の数値との整合性も考慮しながら、数値の精査をしてそのものも載せられるように準備をしているところです。作業の方が間に合っていないくて今回のものには入れられていませんが、参考資料の方には出ています。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。それではその他のご意見、コメントご自由に。二つ目の別紙2にございました、26ページの自然エネルギー導入量の関係で、基本的には数値の精査ということでございますが、特によろしいでしょうか。それでは何かあれば戻って結構ですので、論点5をお願いします。

中島課長

資料1ですが4が「政策体系」になっているのですが、今回の変更点は自然エネルギーの政策を再整理したことに伴うものなので、先に5の論点から説明をしたいと思います。

建築物における環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギーの導入検討制度でございます。これにつきましては、資料1をめぐっていただきまして2枚目の別紙2をご参照いただければと思います。今回、建築物における環境エネルギー性能評価制度は、検討制度に変わっております。これは先ほども少しご紹介したステークホルダー会議等で、この義務付け対象者を建築事業者ではなくて建築主にすべきといたご意見をいただきました

た。その背景としては、国の省エネルギー法や建築基準法等、基本的には建築主に義務がかかっているといった他の法体系との整合性等も踏まえて、これまで建築事業者が説明義務を負う形でしたが、今回の見直し案では建築主が省エネルギーの性能や、自然エネルギー導入可能性を検討する義務を負う形にいたしました。その検討義務を果たすために建築主の依頼によって設計者等が環境エネルギー性能の情報提供をするといった努力義務を課すという形でございます。さらに届出義務と掲示努力義務ということで、環境エネルギー性能や自然エネルギーの設備の設置情報の掲示義務が今まで義務付けでしたが、これを建築主の努力義務に変えるということでございます。これにつきましては県庁内部での検討の中で、設置情報を掲示する義務の必要性とのバランスで義務付けは厳しいのではないかとといったことが議論になりました。この設置情報というのは複数の事業者が入るテナントのようなところがあれば、この掲示があったほうがよいですが、たとえば1社しか入らないようなビルの場合にはこの掲示する必要性は低いわけございまして、そういった全体的なことを考えるときには、必要性と義務のレベルのバランスをとって今回は掲示の努力義務にしたということでございます。こういったことから制度の概要のところですが、これまでは「建築物環境性能評価制度」だったのが、「建築物環境エネルギー性能検討制度」という形で「性能評価制度」を「検討評価制度」に変えています。また内容としては建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、建築主が建築時に省エネルギー性能を検討し、より省エネルギーに配慮した検討の制度を促すということで基本的には内容は変わっていないのですが、義務付ける対象が建築事業者から建築主が変わったというところでございます。さらに掲示のところも両方省エネルギーの方と自然エネルギーの方と両方ですけれども、設置情報の掲示の努力義務とするところの変更になっております。こういった内容に伴いまして本文の方も文章精査、整理をしています。ここまでお願いします。

一方井委員長

ありがとうございます。それではただいまの「建築物における環境エネルギー性能検討制度」、表現自体も前は「評価制度」でしたが、「検討制度」になりましたが、いかがでございましょうか。今泉委員、これでよろしいですか。

今泉委員

法的にそれが施主の方にかかってくるというのは、実際他のものもそうなので、よろしいかと思えます。実際に掲示義務もできるだけ頑張った方がいいと思うのですが、やはりおっしゃたように難しい場合も当然あるで

しょうし、段階的にこういうものは、最終的には社会としては省エネルギー性能が高いものが評価されるように、皆さんに見せ合っていくというのが大事だと思うので、とっかかりとしては、そんなにプレッシャーをあまり与えないという意味では、よろしいかと思えます。

一方井委員長 ありがとうございます。それではこここのところは、よろしいでしょうか。それでは次の論点をお願いいたします。

中島課長 資料1の6と4を少しまとめてご説明をしたいと思えます。自然エネルギー施策の部分で、今回自然エネルギー施策全般、そしてこの「戦略75、76」のとおり、この説明振りを少し拡充しています。今回この資料ですけれども59ページ目までが、この報告書の計画の本体でございまして、この計画の本体の一部として60ページ目以降、「体系・制度・施策」ということでこの計画の中身をよりわかりやすく紹介するための情報を整理しています。61ページから68ページまではすべての政策体系です。前回の報告書ではそれぞれ本文の中に体系があったのですが、それを全体とりまとめて省エネルギー、自然エネルギー、総合的な温暖化対策すべてについての政策体系を一覧で整理をしたものでございます。

たとえば61ページ、62ページの見開きで見ていただきましてA3で見た方がわかりやすい資料になるのですけれども、61ページ、62ページ全体で省エネルギー政策の施策体系が整理をされているということになります。63ページ、64ページは、省エネルギーと自然エネルギーの政策パッケージということで、今回特にこの中でも64ページ目の右側の部分がいくつか文言の整理を行っています。その詳細に行く前に全体のご説明ですが、65ページ、66ページも自然エネルギー、67ページ、68ページの方が総合的な温暖化対策がそのような体系になっています。69ページ以降は、省エネ関係の諸施策の制度の概要で、これはこれまでも検討会、この委員会ではお示ししてきたものですけれども、この計画の一部ということでこの制度の詳細、過程と71ページが事業活動、そして73ページが建築物となっています。そのあと今回新たに加えたのが、75ページ、76ページ目の部分でございまして。この自然エネルギー策ですが先ほど10のプロジェクトの際にも説明した3つの重点分野の太陽光、小水力、バイオマスの施策の体系をそれぞれエネルギー種別ごとに整理をしたものでございます。たとえば太陽光でございまして、導入段階ごとに、まずは情報共有・人材育成をしながら具体的な事業にするため、第二段階では、導入可能性の調査・検討・概略設計、第三段階としては具体的なハード事業としてのモデル事業の促進。

こういったステップごとに県がどういった施策を講じていくのか、というのを整理したものでございます。この場合は、第一段階としては、市町村研究会や信州ネットの太陽部会との協力によって情報共有や人材育成をし、第二段階としては地域主導型の自然エネルギービジネスの創出と支援ということで、導入可能性の調査や概略設計をする。そういった開発段階でのバッシングをする。第三段階では、たとえば屋根貸しのモデル事業といった産官学民のモデル事業等を推進したり、またビジネスモデルだけではなくて資金調達のサポート、技術開発ということで、さまざまな視点から総合的にサポートしていく。また小水力についてはさらに技術的な、または制度的な課題が多いものですから、第一段階としてまずは水利権相談窓口ということで河川課と温暖化対策課が連携した水利権の相談窓口、さらには企業局や関係者が連携してその地域のニーズに対応する小水力発電のキャラバン隊を構築し、研修や手引きを作成する。さらに導入可能性の調査検討支援し、モデル事業をサポートしていくといったところでございます。またバイオマスにつきまして発電だけではなくて、熱利用も含めて2枚で整理をしています。右側の「バイオマスエネルギー推進プラン」ですが、まず発電の関係では長野県では基本的に熱電併給を行っていくという視点でございます。

第一段階では、現在塩尻で始まっています「F-POWER 協議会」での熱電併給の事業で、これは塩尻から50キロ、100キロ圏内は基本的にF-POWERプロジェクトを推進し、その外については地産地消型の小規模の熱電併給事業の推進という視点。バイオマスの場合は需要側だけでなく、供給サイドの木材を調達する部分も必要ですので、総合的な林業再生事業ということでこういった供給側の対策も入れながら、同じく導入可能性の調査モデル事業ということで、資金調達と技術面の支援をすることでございます。

また、熱利用でございますけれども、ここでは基本的には薪、ペレットとして使うものには地域材利用を優先、そういった考え方を前提として情報共有導入可能性モデル事業ということで、ここでも需要サイドでありますペレットストーブ、ボイラーの導入視点という部分と、薪、ペレットの供給システムをどういうふうに作っていくか。こういった需要と供給の両側面から段階ごとに必要なサポートをしていく。こういったかたちで関係部局とも連携をしながら総合的な施策を講じていくということを新たに今回本文中にも盛り込んでおります。そういった全体を整理したことに伴いまして、64ページ目、66ページでございますけれども、9月の報告書から文言が若干変更になっています。64ページ目の政策体系のところでございますが、具体的に変わったところをいくつかご紹介しますと、この黄色で

色刷りしているところの上から5つ目ですが、人材育成との中間支援組織として地域環境エネルギーオフィスというキーワードを入れています。海外デンマーク等で進んでいるような自然エネルギーの急促進する人材育成や、コンサルティングプラン、こういった中間組織を県内、または地域でつくっていく。そういった視点を入れています。また、この企業事業化支援のところも地域主導型の視点で事業化支援という言葉でさらにこの融資と資金調達の仕組みをつくりも含めた体系的な支援を整理しています。また地域での経験蓄積を支援する「1村1支援エネルギープロジェクト」の登録という部分では、具体的な県の支援策も整理していき、環境エネルギーに配慮した災害に強い町づくり支援、事業化に向けた支援、地域の活性化に向けた支援、こういったものを入れています。また河川小水力、バイオマス、一番右側のところは、いくつか導入可能性の調査・検討というかたちの表現だったのですが、一歩進んで、たとえば小水力のところですと、相談窓口の設置や技術支援、事業化支援というかたちの表現を入れています。また、下から2番目の下水汚泥ですが、ここも処理場での発電事業の推進ということで具体的な事業化に向けた、取組をしています。また66ページ目のところですが、エネルギー種別ごとのこれは熱の利用のところですが、ここもいくつか右側のところで情報提供ということにとどまっていた部分を、より積極的に「事業化支援をしていく」という表現に、たとえば温泉熱、雪氷熱等々のところを入れています。こういった形で具体的な施策が明らかになってきたところを、より明確に自然エネルギーなどで新たな施策を追加しています。それに合わせて本文も再整理を行っているところでございます。ここで一端切っておきます。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。自然エネルギーのところ中心に変わったところで、それが施策にどう反映していったかについて、説明していただきました。どこでも結構でございます。ご意見、ご質問、はい、山下委員。

山下委員

山下でございます。まずは全般を通して、体系的に整理されているということと、個別の太陽光とか小水力についても、よくまとめていただいた、よくまとまっていると思います。その上でいくつかお願いとコメントをさせていただきます。まずひとつめは、75ページ、76ページというところでございます。個別の太陽光、バイオマス、小水力でまとめていただいて、これはこれとしてよく出来ているし、特に人材育成をきちんとすることと、資金調達のサポートまで考えられていることは、全国都道府県、全市町村

に紹介したいほど、よく出来ていると思います。その上で1個お願いとしては、戦略に載せるかどうかは別にしまして自然エネルギーはビジネスとして成立すればいいだけではなくて、地域事業としては、それがいかに地域に貢献するのか、というところまで視野に入れておいていただきたい。ですからたとえば人材育成研修のとき、太陽光でいえば、小学校の屋根を借りて成立しました、ということでもいいかという、むしろエネルギー事業以外のところが大事になってくると思います。太陽光付きました、後は知りませんかとかではなく、太陽光付きました、それが小学校の環境教育プログラムに入ってますとか、飯田市さんでやられているように、幼稚園なかだと紙芝居とか、人形劇をやったりしてそれを他の地域に広げていって、さらに省エネにつなげていくとか、地域への貢献というものが、人材育成研修で入れていけるとか、いうことが大事だと思います。それから76ページのF-Power協議会というのは、これはもう立ち上がっているのですか。

中島課長

進みつつ、始まりつつあります。

山下委員

それでは体系図の方に行きまして、P64、上から5つめの、「地域環境エネルギーオフィスの創出促進」ということ、これもわれわれが言ってきたので、ぜひ進めていただきたいと思います。3つめの「1村1自然エネルギープロジェクトの登録」のところで、「環境エネルギーに配慮した災害に強い町づくりへの支援施策」これもぜひ進めていただきたいところです。P21のコミュニティの将来像のところで、そこでも災害に強いまちづくりも入れておいたいただいた方がいいかなと思います。ついでにこのP21、左側に「地域住民による事業者が小水力発電を行い、収益は、地域のまちづくり活動に使われています」という、これもいいかなと思います。ですからエネルギーが付きました、というのがどう役に立つのか、とか地域に貢献しています、という状況をどんどん入れていただければと思います。あとP66のバイオマスの熱のあたり、流通の方で構築支援の中に入れていただいている、もうひとつは需要をどう作っていくかというのがありますので、公共施設などで太陽熱、バイオ熱の需要を作っていくというのが、どこかに入っていればいいかと思います。いろいろと言ってしまいました。以上です。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。いくつか具体的なご提案もありましたけれども、事務局の方でお答えいただけますでしょうか。

中島課長

ご指摘どうもありがとうございました。いずれも非常に重要な視点をご指摘いただいたと思っています。自然エネルギーの地域の還元という視点でございますが、たとえば39ページの本文のところなのですが、一般的な記述ではあるのですが、自然エネルギー政策パッケージの4行目に「・・・この自然エネルギー事業の展開を通じて地域社会を活性化する・・・」という視点を入れていまして、39ページ目の下から8行目ぐらいなのですが、「地域の資源、技術、資金を活用した地域の事業体により売電事業等を行い、収益を地域社会に還元する公共性の高い・・・」ということで、ここは少し収益の還元のところではあるのですが、ご指摘の視点もこの中に含まれていると思っています。ただ、ご指摘の21ページのところの絵は、いくつか足していきたいと思います。ご指摘を踏まえて災害に強い町づくりであるとか、今やっているような地域への還元の取組みの視点はぜひこの絵の視点中には拡充をしていきたいと思っていますし、バイオマスのところの需要の創出という視点はご指摘のとおり、重要な視点でございます。今回も熱需要調査のようなものを始めていまして、今後の事業としても公共施設等が起爆剤になって需要を作っていくと。そんな取組みも今検討をはじめしていますので表現振りは考えますが、ご意見を踏まえて充実したいと思います。

一方井委員長

はい、山下委員、よろしゅうございますか。それではどうぞ。田中委員。

田中委員

ただいまの山下委員のご意見に賛成しながら、飯田市的な補足意見を述べさせていただきます。飯田市の田中でございます。ただいまの山下委員のご意見にございました、電力エネルギー事業に伴って生ずる収益の「公共的再投資」という公共性が非常に重要で、飯田市としても重く捉えています。この部分を、飯田市の政策と県のそれとを連続させて拝見してみると非常に有用性が高いものですから、非常に心強く思い、これでありがたいと拝読しております。その中で、飯田市の事例を重ねてみたところ、他市と比べ、飯田市が一点飛び出しているところがあります。それは、今般、市の附属機関で公共的な与信創出を行う第三者機関を設置し、公共性とか公共的再投資の適正性についても判断するような機能を持たせるようになっておりまして、さらにその評価がファイナンスに連結し、域内での公共的な資金投資のメカニズムにつながるような作りこみをおこなっている点です。飯田信用金庫さんと八十二銀行の飯田支店さんにご参画を頂きながら、公共的再投資とファイナンスのあり方について検討を重ねてきており、特にファイナンスの場合は当然金融機関による外部的な監査機能

が事業に対して働くということも考えまして、多様な方々による事業に対するガバナンスが、行政だけでないガバナンスが働く仕組みが作り出されていく可能性をわれわれは模索しております。そのような、飯田市独自のものも県の条例に乗られるかと思いつつ、県の条例の通常の部分は飯田市のものと重なると思っており、県の条例の下支えにも飯田市の条例がなれるよう、25年3月市議会に提案する条例の準備をすすめていきたいと思っておりますが、1点、山下委員からご指摘がありました、売電収益の公共的な再投資の重要性をあらためてどこかでちょっと強めに表現していただけると、追随する市町村としても心強いかかと、補足的な意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

一方井委員長

はい、田中委員、ありがとうございました。要望というか、ご意見でございますが、どうぞ。

中島課長

どうもありがとうございました。飯田市さん、非常に先進的な取り組みをされていまして、我々も勉強させていただいています。そういったことを踏まえて、40ページの上のほう、今回たしているのですが、この第三者機関によって、そのプロジェクトを評価するというを出されていますけれども、そういったことを全県的にだすのも重要だということで、上のところですが、地域金融機関からのプロジェクトファイナンス等による融資や市民出資の活用を円滑化するため、金融機関や関係団体とともに自然エネルギー事業の経済性公共性の評価について研究を行うなど、多様な資金調達の仕組みづくりに取り組んでいくということで、ここは県も若干からみながら金融機関が今ちょうどそのプロジェクトファイナンスにしては規模が小さいし、コーポレートファイナンスにしては規模が大きくてということで、この資金調達の課題が大きな課題になっていますので、そこで地域金融機関がプロジェクトファイナンスしやすいようにこの自然エネルギー事業の経済性公共性を評価できるような、そういった手法について研究をおこなっていくという視点で、飯田市さんとも連携しながら是非この部分に取り組んでいきたいと考えています。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。田中委員、よろしゅうございますか。はい、どうぞ、大林委員。

大林委員

すみません。田中さんがお話されたのに、元に戻ってしまって申し訳ないのですが、山下さんがおっしゃったことに関連してです。たしかに39ページ、40ページに地域の技術、地域での企業事業化というようなことが書かれているのですが、たとえば太陽光発電に関していえば、日本での太陽

光発電のコストはまだ非常に高いけれど、パネル自体は世界的に見たらものすごく価格が下がっていて、ドイツではたくさんのパネル業者が倒産しているのをご覧になっていると思います。そういった中で、何が地域の雇用を生み出すかということを考えると、実は、架台を設置する施工技術の部分だといわれています。日本の場合は、地域の工務店とかの方々はその役割を担うかと思いますが、そういった方々を技術的に訓練して、統合していく、そこまで技術者人材育成の研修の中に入れておいていただけたらいいかなと思います。あとひとつ、これはちょっと余計なコメントです。たしかに屋根に非常にポテンシャルがあるのですが、現在 FIT のことでヒアリングを行っている中ででてきているのは、屋根貸しモデルでは、個人の屋根というのは、皆さん一戸建て住宅を立てるのに何千万円というお金を使って、非常に大切な屋根なんですよ。もちろん新規で入れるときには、問題がないわけですが、屋根貸しというと、既設というのが前提になるので、そこに屋根に登っている穴を開けて設置するということに、施工側の技術的心理的なハードルもあって、全体でまとめて起業するときにも、はたしてそういった何か問題が起こったときに責任が持てるのかどうかということも、事業化にあたって大きなハードルだというふうにお聞きしています。そういう意味で設置業者の専門性というか、技術も高めていく責任が生じてくるのではないかというふうに思います。以上です。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。いま設置が増えていますがけれども、問題がいろいろ起きているという話も聞いています。とりあえず、はい。

中島課長

どうもありがとうございます。技術者、技術のノウハウの普及が非常に重要だと考えていまして、今われわれも県有施設を貸し出して、下水処理場を貸し出してメガソーラ事業をしようとしているのですが、その際に重視しているのは技術のノウハウを作るのと、それを共有普及するという観点で、そういう議論の中でも課題はなるべく地域の材料で作って、地域の技術者、地域の事業者でやっていく、そういった議論をちょうどしているところでございますので、ご指摘の技術のノウハウの共有といったところについて、そういう視点が書かれていなかったのも、拡充して書いていきたいなと思っております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。日本の場合いろいろな家が建っていて、屋根の状況も古さもバラバラで、そのところ大きな問題かもしれません。

お願いできればと思います。それではその他いかがでございましょうか。
はい。

高木委員

75 ページ、76 ページのあたりで、たとえば「F-Power」とか「おひさま BUN-SUN メガソーラープロジェクト」とか、固有名詞と呼んでいいのか、微妙なところがありますけれども、ご存知でない方がこれを見るとよくわからない、かなり具体的な名称が入っているのですよね。このような中で、小水力キャラバン隊という、どういうものか、イメージできるのですが、そういったものについてはこの表の中に簡単にいいからちょっとコメントみたいな、注釈があった方がわかるのではないかな、ということ。突然これがあると、極端にいうと F-power 協議会等とあると、もう F-Power 協議会というのが出来ていて、自分たちはこういうのをやりたいが、入れないのかな、という変な誤解を与えたくないな、という気がちょっとしました。40 ページ辺りのところで、もうそういう言葉が出てきているので、そこで説明してもらえばいいのかもしれないかな、とちょっと思っています。もうひとつは、さっき読んでいて、自然エネルギー信州ネットのことが触れられたりしているのですが、どこだったか忘れたのですが、「信州ネット」とか、たぶん自然エネルギー信州ネットのことを書いているのだと思うのですが、省略で書かれたところがどこかあって、39 ページの下から 5 行目ぐらいのところに「信州ネット」と書いてあって、省略形で書くならどこかで「以下何々省略」と書いておかないといけないのであって、そこしか読まない人もいるので、あまり省略しない方がいいかと思います。

一方井委員長

はい、それでは田中企画幹、

田中企画幹

はい、私の方から先に、今のまず省略の件だけご説明申し上げます。18 ページの下から 7 行目に実は自然エネルギー信州ネットが初出で出ておりますが、何回も出てくるものつきましては、信州ネットに限らず省略形を使用しています。しかし、どうしても自然エネルギー信州ネットそのものの単体で出てくる場所もございます。例えば 53 ページの関係団体の役割というところです。

一方井委員長

それでは中島課長。

中島課長

この「おひさま BUN-SUN」とか、「F-POWER」とか、ご指摘の通り、この急に固有名詞だと分かりにくいと思いますので、ちょっと場所は整理しま

すが、どこかの場所に説明を加えて、分かるように説明を入れたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

高木委員 もうひとついいですか。

一方井委員長 どうぞ、高木委員。

高木委員 たしか34ページあたりだと思いますが、建築主がちゃんと検討しなさいよ、というのはそれでいいだろうと思っています。その時にでも、建築主がそういった省エネ政策パッケージや、建築物の省エネルギー性能や自然エネルギーのことで、皆さんがご理解を得ているわけではないので、そうするとどうしても、建築事業者、設計者なり工務店なりハウスメーカーなりに説明を受けて、そこでちゃんと検討することになると思うのですが、その時に当然工務店で、省エネルギー性能についてはあまり詳しくないけど、ソーラーパネルを載せるのは得意だよ、というところも当然あるわけで、そうしたところがソーラーパネルのことだけ一生懸命説明して、省エネ性能については、きちんと説明しないでこれは費用対効果が悪いからと、あまりお勧めしませんよ、と一言で済ましてしまうリスクがあるのはどうするのか。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 実は制度の大きな骨格は、内容としては前回の中間報告の時と変わってはいないということをご理解いただきたいということです。つまり、基本的には当然建築主が検討するに際しては今のよう単にセールストークを聞いて検討するというのではなくて、一定の客観的な数値、あるいはそうした評価法に基づいて評価されたものを見て判断することが必要になります。そうした制度の枠組み自体は変わってなくて、単に、以前は建築事業者への説明義務だったものが、基本的には建築主の検討義務になり、建築事業者にはそれに際した情報提供の努力義務がかかるというかたちになっています。それをどのように担保するのかといいますと、その担保の方法も中間報告の時の説明とまったく同じでして、建築事業者側にそうした評価をするツールを普及するという方法で行います。ですので、当然この条例の下に規則、そして規則の下に指針が作られるのですけれども、そうした指針におきましては説明の方法というものもこうした方法で説明をしてくださいということで、規定がなされます。その時の評価ツールに

つきましても県で複数のものを指定しましてそのいずれかを使って説明してくださいということで、それについても県のほうで、また関係団体とも協力して講習会を行っていきたいということでございます。

もう一つ、自然エネルギーにつきましても同様でして、単に太陽光パネルを載せてくださいということでは当然検討することは実質的にできませんので、県の方で検討のマニュアルを作りまして、それをやはり事業者さん側に普及をしていくと、当然そのマニュアルに基づいてご説明をお願いしますというかたちになるということです。ただ、どうしても他の法令体系との観点からいきますと、どうしても建築事業者というのは建築主の指示に基づいて建築をするというかたちになりますので、建築主にはかけなければ実効性があがらないのではないかとというようなご指摘をいただきました。

他の法令とも比較いたしまして、確かにそうではないかということで、タスクフォースで検討いたしました結果、このように義務の書き方が変わったということでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。どうぞ。宮下委員。

宮下委員

今の変更点はタスクフォースに私が出させていただいて、検討させていただいたのですが、前回の専門委員会の後に9月5日公示されまして、12月4日に施行された都市の低炭素化の促進に関する法律、略称「エコまち法」というのが前面に出てきまして、その関係との整合ということも含めて、こういう書き方をさせていただいたということがあります。後全体が今日で終わりなので申し上げてしまいますが、このエコまち法というのは結構踏み込んでおりますので、この中に国、県という流れの中へ、どこか文脈として入れていただくのがいいのかな。今、見させていただいて、ほとんど文面としてはあまり入っていないので、その点踏まえていただければいいのかなと思います。

一方井委員長

田中企画幹、お願いします。

田中企画幹

はい、ただ今のご指摘のエコまち法の観点につきましては、私たちも非常に重要なものと認識しておりまして、来月国交省の方を招いて市町村を対象とした勉強会を開催する予定でもございます。今ご指摘の文章名につきましても、36ページ等に入っているのですが、36ページの③「環境負荷の低いまちづくり、面的取り組みの推進」というところで、都市計画と

こうしたエネルギー等の連携というのをより県としては進めてまいりたいということを書いていただいております。またこうした、都市計画ビジョン等についてもこうした低炭素都市づくりの視点を盛り込んでいきたい。つまり、当然ひとつひとつのまちづくりにつきましても、市町村が自主主体に計画主体にはなるのですけれども、当然それを全体的に俯瞰的に支援する立場の県としても、そうした視点をしっかりと盛り込んでいきたいということです。その3段落目のところにつきましても、市町村との研究会を通じまして、ここに実は前のところに既に出ているものですから、略称でエコまち法におけるということで「低炭素まちづくりの計画の策定に必要な情報や専門的な知見を提供します」ということで、計画の施行自体は4月からになるのですが、先取りいたしまして、来年の1月からそうした取り組みを進めてまいりたいと考えています。

一方井委員長

ありがとうございました。どうぞ宮下委員。

宮下委員

続いてエコまち法も全体の建物に関係するものが、2020年ということでは考えられていますが、県条例も3年ぐらい前倒ししましょうという格好で進んできたと思いますが。

田中企画幹

前倒しといたしますと。

宮下委員

2017年には2000㎡以上の建物については説明義務が届出義務になります。県条例に反映すべきではないでしょうか。

田中企画幹

県の条例案自体は、来年の1月ではなくて来年の2月の議会で審議されます。成立した場合には、1年の周知期間をおいて施行されて、一部小規模なものにつきましても試行期間を遅らせてはどうかと考えておりました。国と全体的なスケジュール感は違わないと認識はしているところでございます。当然内容につきましても県の制度も、国の制度変更を前提として設計しておりますので、大きく齟齬があるということではないということです。おそらく委員がおっしゃられたのは、断熱の最低規制の話だと思っております。県の制度としては特にそうした断熱の最低規制を入れるというものではございませんので、そこにつきましても国の制度が施行されていっても齟齬は生じないと認識はしております。

宮下委員

分かりました。

一方井委員長

よろしいでしょうか。

中島課長

74 ページに、そういった国の規制と県の規制との関係を整理したものがございますので、そういったところを見ていただくと、今後、省エネルギー基準の適合化の義務化をする可能性があつて、そのスケジュールもあります。それに少し先出す形で県の独自の制度を入れていくと、ご指摘の趣旨はこのあたりを見ていただけるようなかたちで、普及していきたいと思えます。

一方井委員長

他にいかがでしょうか。戦略の部分についてご意見、全体的に結構です。どうぞ。大林委員。

大林委員

最後の参考資料に対する、資料に対するコメントで恐縮ですが、資料 1、78 ページですね。資料 1、78 ページから始りますが、「地球温暖化対策に関する動向」、国際社会いろいろな動きがありますから、整理されるのは仕方ないと思うのですが、せめてリオサミットとか、そういったところは入れられた方がいいのではないかなと思います。92 年気候変動枠組み条約の署名が始まってますし、2002 年ヨハネスブルクサミットがあつて、今年もリオ十周年の地球サミットがありました。もうひとつ気になったのが、どういう書き方をするかが一番問題なのですが、80 ページ一番最後に 2011 年の部分ですが、やはり東日本大震災と原子力の事故が起こったために、エネルギー政策の転換を迫られていますので、簡潔で結構ですので 1 行入れるべきではないかと思えます。また、感想なんですけど、用語のところ、もちろん中に、文章の中で出ているから用語解説となっていると思えますが、IEA も REN21 も出ているのにアイリーナ (IRENA) が出ていない。頑張つて自然エネルギーのコストスタディとか雇用のスタディも出していますので、次回からよろしく願います。以上です。

一方井委員長

ありがとうございます。今のはご要望ということで受けていただけるでしょうか。田中企画幹

田中企画幹

今のご指摘の点につきましてはアイリーナも含めて反映してまいりたいと考えています。

一方井委員長

その他いかがですか、はい、歌川委員。

歌川委員

評価、検討の項目がありますので、これを積極的に捉え、積極的野心的点検を実施していただきたいと思っています。先ほど最大電力の目標について議論がありましたとおり、我慢・負荷が伴う対策だけでは前へ進まず、省エネ設備投資などを着実に進める必要があります。政策体系に書かれている経験蓄積の一つとして先進事例を集め、設備更新や運用により、労働環境・生活環境に負担をかけずに光熱費も浮き、地域の雇用にも役立つスマートな省エネが可能なことを示していくと、普及が進むと思います。点検の時には先進事例・経験を盛り込み、実績が目標以上に上がっていたら目標も引き上げるよう評価していけるといいと思います。

加えて、評価指標については、今後県のデータが整備されてきたら、総量だけでなく、効率が各部門で着実に上がっていることがわかる指標もこれから開発・評価し、県内の対策が確実に進展していることが、評価されるようにしていただきたいと思っています。

一方井委員長

歌川委員、ありがとうございました。はい、田中企画幹。

田中企画幹

ただ今のご指摘を踏まえて見直しに取り組んでまいりたいと考えています。

桃井委員

すいません。フロンについても一言。きれいに整理していただいたこと、ありがとうございます。いま国の方で経産省と環境省が合同で審議会を行っていきまして、ちょうど先日いったんとりまとめの作業が終わって、パブコメにかかっているような状況です。その中で、フロンの排出量とか充填量とかをきちんと把握していく仕組みが必要だというようなことが、報告書の中にも反映されております。今回のこの戦略の中では、フロンの回収量というところまでが指標に含まれているのですけれども、こうした国の動きを踏まえて、もう少し積極的に指標としてきちんと把握できるような形の指標、回収量だけでは決して十分ではなく、これから対策を作っていくうえではできないので、充填量とか排出量とか、あるいは移動も含めた量とかいうのが見直しの中に含まれていくといいなと思います。それから今回の国のとりまとめの中で、次のようなことがかかれています。まず自分がフロンを使っているかどうかということを把握していない人が4分の1いると。それから法律で回収しなければいけないということを知らない人が1割ぐらいいるということです。それをきちっと把握していったり、情報提供していったりすることが、自治体の取り組みの中に含まれています。フロン対策のところを、しっかり自治体の中でやっていかなければな

らない、との方向になっていると思いますので、さらに深掘りしてより積極的にやっていただけたらなと思います。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。田中企画幹、どうぞ。

田中企画幹

ただ今のご指摘、ちょうどこちらの方でも国の報告については把握をしているところでございます。今回その指標、全体の指標として統計指標としてはなかなか記載することはできなかったのですが、71 ページ 72 ページの事業活動にかかる地球温暖化対策計画書制度ということで、温室効果ガスについては産業業務部門の県内の50%以上対象とするような中におきまして、エネルギーを多量に使用している事業者、自動車を多く使用している事業者に加えて、温室効果ガスを多量に使用している事業者を加えまして、もっぱらフロン類等を念頭においたものでございますが、こうしたものを対象に加えてさらに事業者さん、このそれぞれ計画書制度を出していただく事業者さんには、現在法律では対象になってはいない、フロン類等で今後規制がされるとい予測されるものにつきましても量として把握をしていただくように書式はつくってまいりたいと考えております。そうすることによりまして、まさにご指摘のあったような、そもそもフロンを使用しているかどうかということも含めて把握できる、いわば、エネルギーやフロン類等の管理を事業者の管理を促進していくような観点で運用してまいりたいと考えております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。桃井委員、ようございますか。

桃井委員

はい、そういう意味では協定制度等で事例をひとつ作っていただくのが、また前に進めるきっかけになるかなと思います。

一方井委員長

はい、ご意見ありがとうございました、その他もしありましたら、どうぞ。はい、どうぞ。

田中委員

申し訳ありません。大変つまらないことで。もし差支えがなければということですが、7 ページのところ、海外自治体の動きのところ、イクレイが出ていますが、飯田市もここに加盟しておりますので、お差し支えなければ、加盟市ということで飯田市に触れていただければ、ありがたいです。

一方井委員長

田中企画幹、どうぞ。

田中企画幹	飯田市の取り組みにつきましても、本文中に記載がございまして、9ページに環境モデル都市として、飯田市が認定されていることが書いてあります。イクレイにつきましても県としては加盟しておらないのですが、飯田市さん、県内の市町村で加盟しているところもあるということで、修正をしたいと思います。
一方井委員長	はい、ありがとうございます。その他、いかがでございましょうか。 はい、どうぞ、宮入委員。
宮入委員	全般的なお話として、省エネルギー、自然エネルギー両方とも一番ネックになっている情報提供、人材育成、あるいは専門家派遣といったような長野県ならではのユニークな部分を書き込んでいただきました。ありがたいなと感じております。またこういうものが実効性ある事業につながっていただけてくれることを、期待しているところでございます。ちょっと表現だけの問題かもしれません。先ほどの説明がなかったのですが、56ページ、57ページ、地域への期待という部分でこういった具体的な取り組みの方向性なども書かれています。ぜひ、また先ほどパンフレットなどの紹介で具体的な紹介をしていきたいというお話もありましたが、各地域に広げていくためにも、具体的に自分たちにとって何が重要なのか、情報発信していただけるとありがたいなと思いました。単に表現だけの確認なのですが、たとえば56ページの東信地域、南信地域とあって、①、②とあります。①が地球温暖化対策の取り組み、②が自然エネルギーの取り組みが、各地域ごとになっていますが、①は地球温暖化対策でいいのか、省エネに対する取り組みなのか、その辺の表現を聞きかかったのですが、単純に温暖化対策の取り組みでしたら、当初全般的に省エネと自然エネルギーの2つで温暖化対策が構成されているのかという印象があったのでこの①と②の使い分けについてお尋ねします。
一方井委員長	はい、田中企画幹。
田中企画幹	今の分けのところですが、まずこの地域でどのようにやっていくのかということにつきましては、実はこの計画とまったく同時期に、この上位の計画にあたる環境基本計画での検討が進められているところでございます。この環境基本計画の中では、長野県は10の地方事務所の管内にわかれていることから、10広域でそれぞれどのように取り組みをしていくのか、それは自然エネルギーや温暖化対策に限らずではあるのですが、環境面全般について具体的な取り組みが記載されているところでございます。その

10 広域全てにおきまして、地球温暖化対策及び自然エネルギーにつきましては記載がされているところでございます。あえて重複させる必要がないと考え、ここでは4広域ということで、広範な方針にとどめているところでございます。

もう一つ今の地球温暖化対策と自然エネルギーの分けですが、本当は地球温暖化対策だけで書くところではあるのですが、自然エネルギーへの関心が高いということで、特に全筆の中から取り出して、自然エネルギーの取り組みを②に記載させていただいているということでございます。

一方井委員長

よろしゅうございますか。

宮入委員

はい、それで了解しています。内容を見ると地球温暖化対策の取り組みの中身が、温暖化対策の幅広い内容が記載されているかなと思ったのですが、それぞれが省エネっぽい内容しかなかったのかな、という印象があったものですから、伺ったまでのことです。ありがとうございました。

一方井委員長

ありがとうございました。その他、ございますでしょうか。はい、なければだいぶ時間も経ってきておりますので、こちらの方、長野県環境エネルギー戦略の方、今日沢山いろいろご意見いただきました。すでに事務局の方から、こういう方向で手を入れます、というお話もございましたが本日のご意見を踏まえて、最終報告書に盛り込んでいただければと思います。はい、それでは次の議題に入りたいと思います。二つ目が、「長野県地球温暖化対策条例改正に係る最終報告案について」、ご説明をお願いします。

中島課長

それでは資料4の1をお願いします。長野県地球温暖化対策条例に基づく制度の改正案についてでございます。先ほどご議論いただきました、計画の中で、県民の権利義務に関わる部分に限って条例に整理していくということでございます。この資料4の1が概要で、4の2がその業務ごとに整理したものでございます。そして4の1でございますが、産業・業務、運輸部門対策でございます。左側がこれまでの条例の中身で、右側が今回改正をするという内容でございます。

まず、これまでですが、排出抑制計画書、自動車環境計画書制度という二つの制度がございました。今回これらを統合・拡充して、事業活動温暖化対策計画書制度へと制度改正をしていきたいということでございます。まず対象者ですが、ご覧のとおり対象者を拡充・統合するということでございます。このポイントのところを見ていただければと思いますが、ポイ

ント1、「対象者の拡大」、それから「県による技術的助言・指導の実施」、「計画書や取り組み実績に対する評価の実施」、「立ち入り調査の実施」。それからポイント2「計画年度の複数年度化」、計画項目に事業所そのものだけでなく、交通・物流等新たな観点を追加する。それから事業者が重点的に取り組むべき基礎的な運用対策を必須項目とし、設備更新対策を選択項目と設定をする、という内容でございます。また、協定制度につきましては、これまでの条例では24時間の営業事業者に対する営業時間の短縮等に関する協定でございました。ここを見直しまして、限定した内容ではなく、かつ、取り組む内容も、排出抑制に自主的積極的に取り組む、そういった内容に関する協定ということで意欲的な目標を掲げて、排出抑制の取り組みを行う事業者を対象としています。

建築の方でございますが、これまでは、床面積の合計が2000㎡以上の建築物を新築、増築、改築しようとする者に建築物の環境配慮計画書を提出していただいております。今回再構築しまして、三つの制度にわかれております。まず1点目が環境への負荷の低減を図るための措置の検討ということで、先ほどもご紹介しました、この新築の建築物の省エネルギー性能等を検討する、検討の義務付け、または自然エネルギー設備の導入や未利用エネルギーの活用の検討の義務付けであります。

2番目は、床面積の合計が2000㎡以上の大規模建築物を建築する者に対して省エネルギーや自然エネルギー、1万㎡以上の場合には未利用エネルギーも含めて活用の検討状況などに関する届け出の策定提出を求める規定でございます。

また、3つ目としては床面積の合計が300㎡以上の建築物に対してのエネルギーの使用効率性能の表示の努力義務の規定を入れていきたいということでございます。また、家庭部門に関しましては、これまで家電等のお店にエアコン・テレビ・冷蔵庫の省エネラベルの掲出を義務付ける制度がございました。これは国レベルでは努力義務がかかっておりまして、国レベルの取り組みで、この間、蛍光灯のみを主光源とする照明器具、そして電気便座への省エネラベルの努力義務が追加されました。それに合わせて、今回の条例で義務付けということで、この二つの省エネラベルの掲出を追加しております。

また、エネルギー供給部門対策ですが、これまでは電気事業者に対して再生可能エネルギーの利用についての計画書を出していただいております。これはRPS法に基づく制度と関連のある制度でございまして、今回、FITの固定価格買い取り制度の導入に伴いまして、こういった制度を廃止し、一方で供給事業者側に対する制度として、電気事業者に対してはエネ

ルギー供給温暖化対策の計画書制度、そして、ガスやLPガスや石油業界に対しては業界団体との協定といったかたちの内容となる条例でございます。資料の4の2でございますが、詳細に逐条的にどのように変わるかを説明したものでございます。まず第1総則でございますが、定義、これまでは「再生可能エネルギー」という定義がございましたが、今回「自然エネルギー源」ということで、「再生可能エネルギー」という言葉には大規模な3万kW以上の水力発電がはいつてきますので、今回は、「自然エネルギー」という言葉に言い改めていきたいということでございます。また、3の「県の責務」ということですが、今回「環境エネルギー戦略」ということで、東日本大震災以降のエネルギーの需給の状況、そういったことを勘案して、「環境エネルギー戦略」というかたちで名称を変更します。こういったことを勘案して、この県の責務のところには県は電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境その他の事情を勘案して、ということで「環境エネルギー戦略」を推進することの根拠規定を設けると考えております。それに合わせまして、事業者県民に対しても「環境エネルギー戦略」を推進する関連の規定を設けるということでございます。また、第4の事業活動に係る地球温暖化対策でございますが、今般の制度の改正で、「排出抑制計画」と「自動車環境計画」を統合し、複数年度の計画にすることや、その対象事業者を拡大するという意味での改正をおこないたいということでございます。また、この指導助言というのは既存の条文がありまして、そこを活用し、今回、評価の部分の条文を入れるということで、指導助言評価制度の運用化するための根拠条文としたいということでございます。

また3ページ目でございますが、変更点ですが、この第5の交通に係る地球温暖化対策で公共交通機関の利用転換のところでは「通勤・来客交通」及び「物流」対策事項をこの温暖化の計画の中に統合するというような文でいきたいということです。

また、第6県民生活に係る地球温暖化対策ですが、省エネラベルの掲出制度へ追加する器具について規定をしています。

また、建築物の部分ですが、建築物のその関係のエネルギー性能の検討義務の規定を、または自然エネルギー導入等の検討の義務規定を追加いたします。

さて4ページ目ですが、建築主に義務付けを与えるということで、建築物の設計をおこなう者など、そういった工務店、建築士さん等に対して、この建築の、建築主の検討の実効性を確保するための情報提供の努力義務ということを掲示しています。また、建築物のエネルギー使用効率性能の届け出、大規模建築物についての届け出、さらには300㎡以上の建物のエ

エネルギー使用効率性能等の表示との規定を足していきます。

また、4ページ目の下ですけれども、自然エネルギー源の利用ということで、県が率先して自然エネルギー源の取り組みをすすめていくという条文の改正をし、また5ページ目ですけれども、「エネルギー供給温暖化対策」ということで、これは、電気事業者に対する「エネルギー供給温暖化対策計画」の策定義務の条文でございます。

また、第9章雑則でございますが、協定に関する根拠規定ということで、この事業者、それから、協定に関しては、ガス会社等のそのエネルギー供給事業者の団体との協定もございまして、この事業者より自主的に取り組む事業者、エネルギー供給事業者との協定の根拠規定として、この第9章に入れていきたいということでございます。立ち入り調査、この事業活動温暖化対策計画の執行や評価等の実効性を確保するための立ち入り調査の規定も設けてということでございます。

こういったかたちで、専門委員会として条例改正に係る事項まとめていただきまして、県としてはこれを踏まえて、具体的な条例改正案を検討して来年の2月の議会にはかり、1年間の周知期間をおいて再来年度に施行するといったスケジュールで進めていきたいと考えてございます。

一方井委員長

はい、ご説明ありがとうございました。基本的に今までこの委員会で検討してまいりました「長野県環境エネルギー戦略」これを実際に施行する上で必要な条例化、改正を説明していただきました。何かご質問、あるいはコメント、ご意見等ございましたらどうぞ。はい、それでは特にご意見も無いようですので、これはこの方向で進めていただければと存じます。それでは次の議題に移ってよろしいでしょうか。「長野県環境審議会への最終報告」の件でご説明をお願いします。

中島課長

はい、どうもありがとうございました。本日も議論いただきました、最終報告書とそのこの条例の改正事項につきまして、今日のご議論を踏まえて必要な修正はしたいと思いますが、その修正したもので、1月15日に予定されていますが、1月15日の環境審議会で報告をおこなっていただくと考えています。その時に出す資料のイメージということでございますが、この資料5で、まず、趣旨、それから検討状況、4回に渡って開催した専

門委員会、また、タスクフォースの取り組み、それから2回のステークホルダー会議の開催について記載をいたします。

また、スケジュールとして、環境審議会専門委員会、さらにタスクフォース、パブリックコメント、ステークホルダー会議、地域懇談会、等々、これまでやってきたことを整理してございます。

また、裏面でございますが、9月13日に長野県環境審議会がございまして、その際には一方井委員長からこの中間報告をご報告いただきました。その際に、この環境審議会委員さんから出た意見とどう対応したかについて整理したものでございます。細かいものが多いですけれども、たとえば3つ目「温暖化防止は、行政も部局横断的にやっていく必要があるのではないか。」といった意見に対しては、「県の実行体制」に記載のとおり、全庁組織による体制で推進してまいります。「地熱についてももう少し踏み込む」ということに関しては、今回地熱発電、バイナリー発電という記載、県として具体的に進めていきたい地熱発電の種類について入れておりますし、地熱・温泉熱発電のポテンシャルについても今回追加をしているといえますし、また1人当たりの排出量を出していった方法が良いといいというご意見がございまして、それに対しては今後実績を公表する際に1人当たりの排出量の公表についても検討していきたいということでございます。

あとは、建築物の関係のご質問等ございまして、なるべく意見を反映するかたちで整理をしてございます。

こういったかたちで環境審議会に報告して、答申いただけるようなそういったスケジュールで進めていただきたいと思いますと考えています。

一方井委員長

はい、ご説明ありがとうございました。それではこの資料につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。この資料自体は概観的なことですが、もう少しざっと説明することになるのでしょうか。委員会の方は、事務方の方は、当日は、15日ですが。

中島課長

その報告、計画の最終案と条例とそしてこのところですね、今回簡単に説明しましたが、こちらの環境審議会の意見との対応についても説明をするということでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。ご意見も無いようですので、1月15日にはこの資料を基にご説明させていただくことにしたいと思います。それである1点、といいますか、いま戦略の中身自体はこれで固まったわけでございますけれども、たとえば国の動向一つとっても、今政権交代がござ

いますし、流動的な部分もございます。内容に関して修正を要するような事項が生じた場合は、どのように取り扱ったら良いか、一応コンセンサスを得ておく必要があると思うのですが。どなたかご意見ございますでしょうか。

山下委員 それは1月15日の答申の前までに国の方針転換に関してということでしょうか。

一方井委員長 そうですね。とりあえず1月15日までですが、あまりそう大きなことは無いだろうと思っていますが。

山下委員 集まるのはかなり難しいでしょうから、メールでやりとりをさせていただく形になるかと思います。

一方井委員長 分かりました。もちろん最終的に私が1月15日に出ますので、それまでには決めておかなければならないので。もし何かありましたら、なるべく事務局の方から皆様方にメールなりでお知らせすることにしたいと思いますが、はい、田中企画幹。

田中企画幹 この後、皆さんから出たご意見を踏まえて修正し、報告するものにつきましては、いろいろな事情、状況の変化もあると思いますので、当日もしくは前日等にメール等で皆さんにお送りをさせていただくということになるかと思います。

中島課長 先ほど、国の動向との関係で山下委員からも質問があった件ですけれども、こちらで国に状況を確認したところ、政権交代もあるということで、革新的なエネルギー環境戦略、それから我々も根拠にしているのは中央環境審議会での三つのシナリオ低位・中位・高位のケース等々なのですけれども、そういった国のものが、少し変わるかもしれないようです。国では今年または今年度中には2013年度以降の計画をつくるということですが、その目標値が今年度中に定まるのか、来年度になってしまうのかというのが、ちょっと見えない状態になっているという状況でして、我々のその目標の設定の根拠がそういった国の試算にも基づいているものですから、また県の取り組みだけではなくて、国の施策に対して、上乘せ横出しをしていくといった観点もございますので、この1月15日までの間に何かあればもちろん反映をしていくのですが、それ以降になる可能性が、また来年になる可能性も高いということで、そういったことも踏まえた上で、

この今後の目標についても若干、国の動向を踏まえたかたちの調整という議論が出てくるかもしれないと思っております。

一方井委員長 はい、ありがとうございます。ちょっと問題が2つありまして、当面の1月15日までどうするかという話とそれ以降も動きがあると思いますので、その2つがございます。1月15日まではそんなに大きなことは無いと思いますけど、できるだけ事務局から何かあった場合には、ご連絡しますが、最終的に細かいことでお伝えしきれない場合は、私と事務局で判断してよろしいでしょうか。どうぞ大林委員。

大林委員 質問です。すみません、ちょっと意外だったのですが、何か国の政策が変わって、これがものすごく影響を受けることがあるのでしょうか。実効性の面で。確かに試算の根拠等の参考にはしていますが、FITが無くなれば確かに大きく変わらなければならなくなると思いますが、具体的にはどうでしょうか。

一方井委員長 田中企画幹、どうぞ。

田中企画幹 おそらく、固定価格買取制度や総合特区など、長野県が施策の根拠にしている法律につきましては、自民党・公明党も含めた賛成のかたちで成立しておりますので、そこが覆ることはないだろうと考えております。今中島の方から申し上げたのは、温暖化対策の削減目標等がこれから定まってくるのだろうという時に、現在の目標等の数字につきましては、国の環境中央審議会の数字を基にして、そこに県の施策を横出しして、これくらい伸びるだろうというかたちでやっているものですから、その土台がどうなるのか、これから定まるところはどうしても見定めなければならぬだろうということです。県の施策が変わるということではないということです。

一方井委員長 大林委員、どうぞ。

大林委員 田中さんや中島さんのお立場だとそうなるというのはよく分かるのですが、私たちは国の数値からこれを導き出したというよりは、もちろんお二人もそうでしょうが、長野県にどういう力があるのかということで、組み立てているものですから、特段大きな影響を受けるものでないし、私の方からはそうでないことを、強く望んでいます。以上です。

一方井委員長 はい、ありがとうございます。それでは2つあるという問題の、最初の方はとりあえず私にお任せいただけたらとして、2つ目の方は、国がこれから具体的に温室効果ガスの排出量など決めることになると思います。基本的に今、大林委員が言われましたように、われわれは国があっち向けよ、と言ったらあっち向くわけではありませんし、国とまったく同じことをやっているわけではありません。むしろ国の動きを一步先んじて、われわれがリードしているという自負もございます。ただ国の方の排出量目標等が、国としてきちっと定まると、いうことになりまして、今の時点では定まっていますので、定まっていないうちでわれわれずっとやってきたわけですから、とりあえずその時点でわれわれがこのまま進んでいいのか、あるいは何らかの見直しをすべきなのか、ということを含めて1回精査しなければいけないと、私は思っています。そういうことを取りあえず今回の報告書に付記をしておくことが妥当ではないかと思っております。他はどうでございましょうか。はい、何らご異議がないようですので、そのように取り扱いたいと思っております。ありがとうございました。今日の議題としてその他というのがありますが。

事務局 特にありません

一方井委員長 そうですか。ありがとうございました。おかげさまで、とりあえずこれで本日の議事は終了したのですけれども、今日懇親会が後に控えていて、時間があるといえはるので、せつかくの機会なので、今回で4回目なのですが皆さま方委員の思いというか、何か一言ずつ残していただければと思っておりますけれどもいかがでしょうか。そんなに時間を取るつもりはございませんが。よろしかったら、高木先生からいかがですか。

高木委員 私は長野県の地球温暖化防止県民計画、条例の策定、県民計画の第1次、第2次、第3次と、ずうとなぜか、関わらせていただいて、条例の方にも関わらせていただいたのですが、ようやく本当の意味での県の温暖化対策が本格的に舵を切ってくれたというように感じておりますし、皆さまと一緒にそのことの一部に携われたことは大変私にとっては誇りに感じております。

一方井委員長 ありがとうございます、並木委員、お願いします。

並木委員 一年間どうもありがとうございました。とても充実した戦略案ができた

と思っております。しかし、戦略の策定で終わりなのではなく、逆に、それからの戦略の実施が大変なのであると考えております。環境審議会での意見やパブコメ等にもありましたが、やはり地球温暖化対策は一部局ではできませんので、広く県民の理解や協力を得ながら、県庁内の部局が連携をして、この戦略に沿った事業等を実施することで、本戦略が効果的に実施されることが重要であると、思っております。

本戦略の策定を契機とした、長野県における、より一層の地球温暖化対策の進展を期待しております。以上です。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。宮入委員

宮入委員

どうもありがとうございます。大変充実した、また全国的にも誇れる計画に携われまして本当に感謝しております。また、1月15日の県の環境審議会の報告もよろしくお願ひしたいと思います。途中でもありましたように、比較的NPOあるいは自然エネルギー信州ネットの活動で県民の皆さんと接点を持つ機会が多い立場で一言だけ感想を付け加えさせていただきますと、やはり省エネルギーも8世帯に1軒という魅力的な目標ですとかあるいは自然エネルギーも地域での利用とか大変意欲的に書かれていて、この計画を実現していきたいなあと、微力ですがお手伝いさせていただきたいなあと思っておりますが、やはり最終的にはそれを受け入れていただくのが、県民の皆さまお一人お一人一つ一つの家庭世帯地域ということになると思います。やはり省エネルギーも自然エネルギーも地域の皆様と近い接点でお話をする、なかなか総論としては分かりやすいのですが、実際にやるとなった時にまだまだハードルが高いとか、分かりにくいというお話、感想なども耳にする機会が多くて、またハードルがまだまだ、高いとも感じたりとかしています。ぜひ、こういった計画も分かりやすいパンフレットとか情報冊子に力を入れたいなあと思っています。宜しくお願いします。

一方井委員長

宮下委員、お願いします。

宮下委員

建築士会の宮下でございます。長野県建築士会では12月1日までに、9月から始めまして、断熱施工講習会を6回開いたしました。木造住宅を実際に施工されております工務店さんとか、大工さん対象に、県下で講習会受講を、250人募集をしたところ、申し込みが多くて300人に増員してもまだまだやってもらいたいというのがありまして、この断熱講習に参加者は非常に熱意をもって皆取り組んでくれております。先ほど話しました

ように、低炭素なまちづくりという法律・県条例・断熱施工と併せて、いわゆる三点セットが出来上がる時至る。本当に2013年は長野県の建築物省エネ元年となるんじゃないかなあという実感を持っています。これは皆さんと一緒にできてよかったなあと思っています。

一方井委員長

桃井委員、よろしくお願いします。

桃井委員

どうもありがとうございました。私はこの長野県の住民ではない立場で、外から関わらせていただいて、本当に言うだけ言って去って行くのは、若干申し訳ない思いも持ちつつ今回の計画づくりの作業に携われたことは本当に良かったと思っています。とりわけ、自治体の中でフロンの問題というのを扱ってきちんと計画の中に踏み込んでいただくという場面は本当にきわめて少ないものですから、そういう意味でも貴重な機会でした。あとは、震災後に国がエネルギー政策を見直ししてきているとはいっても、温暖化対策に関しては、むしろ後退していているという状況の中で、少しそこに引きずられてしまった面もあったと思うのですけれども、しっかりと作業が進んだり、そこに引きずられずに長野県としてこれから先に進んでいってもらいたいと思いますし、やはり計画を作ったもの、これから進めていくというところが、非常にやっぱり重要になってくると思いますので、絵に描いた餅にならないように、皆様の取り組みに期待しています。ありがとうございました。

一方井委員長

山下委員

山下委員

はい、私から3点申し上げたいと思います。

ひとつ目は皆さんおっしゃっているように事務局の方にまずは「お疲れ様でした」ということで、ここにお礼を述べたいと思います。普段私もいろいろな自治体でお手伝いさせていただいていますが、こちらがボール1投げるとそのボールが別のほうにいたり、地面に埋められてしまったりするので、ここは逆に3投げ返してくるようなそういうとてもいい議論ができたなあというふうに思っておりますので、まずその点感謝を申し上げたいと思います。

二つ目に地域事業ということですね。今回の計画、まさに地域で自然エネルギーとか省エネというものを事業化していくということがひとつの目玉になっていると思います。つい最近、昨日ですね、私たちが環境省の事業で関わっている地域の主体形成の小田原というところで、「ほうとくエネ

ルギー会社」というのができたのですね、この「報徳（ほうとく）」というのは小田原にゆかりのある二宮尊徳（金次郎）さんのことばを受け継いでそれを理念にしてつくったのですね。徳を返していく、その中心にやっている人はですね、自然エネルギー事業をやるということで、小田原らしいものになりたいと考えて、じゃあ小田原に縁のある偉人である二宮金次郎の事を調べ本を読んでゆかりの神社にお願いしに行き、じゃあ報徳というものをつくったと、それによってまさに小田原らしさというものが会社の名前にも事業理念にも、それからこれからやっていく地域貢献にも全て反映されるという願いを込めてつくったと地元紙にも小田原らしい会社ができたと紹介されていて非常に素晴らしいことだと思うのです。そういう意味で今回、長野らしさを長野県の中でもそのまちらしさとか南信らしさとか、そういうものが出てくるというのが、非常に期待して今後是非頑張りたいと思います。

三つ目はですね。これもレベルがあると思います。自然エネルギー利用やる人、省エネルギーをやる方たち、どうしてもそこに目がいってしまうのですが、むしろそこがいて、それを応援する方だとか、ちょっと手伝ってくれる方だとか、そういう裾野を広げていくことが大事だと思っています。まあ私はサッカーが好きなのでサッカーに例えるとプロサッカー選手だけがいてもまったく意味がないので、プロサッカー選手がいて、応援団がいて、たまにテレビで応援する人がいて、そういう人がいて、今回の事業でいうと、エネルギー事業をやる人がいて、それを支える関係者がいて、市民出資をする人がいて、もっと広い意味で言うと、今後電力を自由化された時には自然エネルギーの電気を選ぼうかなあと思う人がいる。まあこういう段階に分けてそれぞれ進めていくことが大事になっていきます。8分の1の屋根に住宅の太陽光発電がついていてもまだ8分の7はいるわけですから、8分の7にどういったことをしていただけるのかということは今後施策の中で具体的に詰めていただければと思っています。

ちょっと長くなってしまいましたが以上です。ありがとうございました。

一方井委員長

では青木委員から。

青木委員

はい青木です。とても貴重な体験をさせていただき、感謝させていただきます。また、取りまとめていただいた事務局は大変苦勞され大変だったと思います。その労に感謝したいと思います。私は建築士という立場もありまして、目指す具体的姿に県産木製サッシが表記されており、嬉しく思います。環境審議会の中で開口部についての意見が書かれていました、

住宅部分の中での省エネルギーに関わる断熱性能が重要な開口部を考えてみると、長野県だけでなく日本全体で世界レベルより劣っていると痛感しているところです。政権が変わりまして環境省が地球温暖化対策に今後どんな対応をしていくかもあります、長野県は調査研究に今後力を入れたいと思います。条例をつくり、改正しておしまいでなく、それに伴い必要な調査研究に、是非力を入れていただきたいと思っています。どうもありがとうございました。

一方井委員長

今泉委員、よろしく申し上げます。

今泉委員

一年間ありがとうございました。また大変難しいものをですね、いろんな方の意見を聞きながらなんとか積み上げてまとめていくという作業をご苦労さまだと思いますが、素晴らしいものができたと思います。で、私は建築の方のお話を中心にやらさしていただいているので、ここで一言お話をさせていただくと、基本的に先ほどの国の意向がどうこうというお話がございました。まあ中央とは万能ではないので、そのために地域で皆様が地域らしい動きをしていくのだと存在しているのだと思いますし、そのためにこの委員会もつくられていると考えていくと、確かに中央のものを踏まえていくというのは前提なのですが、そこにさらにプラスアルファで地域の独自性を載せていって、しっかりやっていくということが非常に大事なことだと思いますので、単純にその中央から何かでできたから変えるということは皆さんの言うようになるべくしないで、こちらでつくったこちらのものというのは尊重していくというのがよろしいのじゃないかと思えます。そういう意味で言えば、今回住宅のものというのはやはり、この地域は他の地域に比べて圧倒的に寒いというところがありますので、青木さんもおっしゃってましたし、皆様おっしゃっていますが、断熱というところが重要なファクターになると思いますので、その点というのはしっかり評価できるようにそういったものをこれから、今後また増えていくと思えますので、ツールなんか柔軟に対応して増やしていくなり、まあできればいいのかなあと思えますし、ただ結局評価しても、評価というのはあくまでも数字で出てきてもそれは机上の空論というか、やっぱり実際に作ってなんぼというかそのへんが重要ですので、宮下委員がおっしゃったようにですね、エコ技術の勉強会をやっていくとか、あとは設計の勉強会

なんていうところも含めていかにその建築的にどれだけ削減できるかという余地としては相当あります。今の段階から数倍下げるとは建築的に充分可能ですので、そのへんの設計技術、それから施工技術のやはり人に対する教育というのが一番大事になってきますので、条例の後にこのあと教育、これからの5年間で本番だと思っておりますので、そういったところを取り組むということをご希望いただければと思っておりますし、できればお手伝いはぜひしたいと思っておりますので、一年間ありがとうございました。

一方井委員長

歌川委員。

歌川委員

歌川です。産業と業務の機器の省エネを中心に担当しました。省エネ技術のポテンシャルは大きいのに、現実には十分に技術導入されないのをもどかしく思っています。省エネの技術的ポテンシャルは、断熱について今泉委員がおっしゃったように、機械に関しても大きいと考えています。進まないのは実態把握が不十分で対策の掘り起しができていないことが多いと思います。長野県で施策導入により対策の先進事例を情報共有し、対策を掘り起こし、県内で削減成果が上がり、点検により目標を前倒し達成していることを確認し、目標を更に引き上げるサイクルを確立、施策における先進事例としても共有できるといいと思います。

これはデカップリング、つまり省エネや排出削減と同時に地域産業振興・雇用拡大を図ることと密接に関連すると思います。ステークホルダー会議でも、光熱費の削減が省エネのインセンティブになると事業者の方々がおっしゃっていました。さらに、その投資が地域経済や雇用によい影響を及ぼすことが期待できます。対策、施策、地域経済への好影響の3つの先進事例になることを期待しています。どうもありがとうございました。

一方井委員長

大林委員

大林委員

大林です。私もまたお疲れ様から始めたいと思います。これだけの資料を揃えて、それを条例に落としていくという作業は本当に大変だったと思います。大変お疲れ様でした。私自身はタスクフォースの中で検討したわけではないので、タスクフォースにがっちり入った歌川さんとか、歌川さんはいろいろコメントなさってたと思うのですが、本当に同じ委員の中でも申し訳なく感じています。お疲れ様でした。ありがとうございました。また確かに国の情勢が腰が定まらない状況の中で、もしかすると自然エネルギー政策が後退してしまうのか、ということも考えられるわけですが、

先ほども申し上げましたように、それに左右されない長野県の政策というのを進めていっていただきたいと思います。国際的に見ていきますと、温暖化の交渉もなかなかうまくいかない状況の中で、一方でそれを確実にすすめる方法として自然エネルギー、省エネルギーに関しては大きな伸びが続いています。ドイツに9月と11月に行ってまいりましたけれども、もうシステム全体が彼らは2050年には80%自然エネルギー入れるんだ、その先には100%自然エネルギーを入れることを目標にして今からやっているわけですね。それで毎年7-8ギガ（7-800万キロワット）の太陽光発電を増やしています。2016年には太陽光だけで52ギガ、5200万キロワットに到達する予定です。さきほどちょっと計算したら、日本とドイツと面積はほとんど同じですから、各都道府県の面積割合を無視して単純に47で割ると、だいたい100万kWちょっとということで、それが長野県の役割ということになるのではないのでしょうか。そう考えるともっともっと出来るということです。先ほど山下さんがサッカーの話をしたのですが、応援する人、プロの人もいますが、私が考えるのはそれを支える多くの予備軍の人たちですね。ドイツはそのティッピングポイントを越えて、次から次にこうした人たちが、どんどん自然エネルギーを入れている。そしてシステムの毎年800万ギガ入ってくるので、だからこそシステムを再構築しなければならない状況になったと思っています。長野県も現実が計画を変えていくというようなドイツのようになっていくといいと望んでいます。頑張ってください。

一方井委員長

ありがとうございます。田中委員。

田中委員

飯田市の田中でございます。一長野県民といたしまして、誇るべき素晴らしい計画が出来たと思っております。私も飯田市という小さな自治体の環境政策をあずかる立場にありますが、思いはすごく共通するところがあると思います。私は、テクニカルな環境技術という面と、信州らしい魅力ある暮らしぶりを結ぶ、その真ん中を結ぶインターフェースというべきものが環境政策であり、行政が果たす役割でないかと思っております。その意味からこの計画を眺めると、まちづくり、地域づくり、そして信州づくりが揃い、メッセージが伝わってくる、そういった意味で素晴らしい計画になったと思います。もちろん技術は大切ですが、そこを含めたかたちで、地域の理念が見えてくる素晴らしい計画となりました。どうもありがとうございました。改めて敬意を表したいと思っております。大変勉強になりました。今後もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

一方井委員長

ありがとうございました。最後に私も一言申し上げてよろしいでしょうか。まずは委員の皆様方に本当に心からお礼を申し上げたいと思います。非常に高い見識と知識といいますか、バックグラウンドをそれぞれお持ちで、それが本当に今回の計画、戦略に結集したと思っています。先に山下委員が言われましたが、事務方、大変素晴らしいお仕事をさせていただいたと思います。特に私非常に感銘を受けましたのは、県民の方々に非常に丁寧にご説明されたということです。そういう意味では、昨日いただいた事前資料を見ながら感激したのですが、いろいろなステークホルダーの意見とか沢山あるのですが、ふつうこういう行政が作る計画というのは不満や反対が多いものですが、今回割りと素直に評価していただいた方もいるし、応援していただいた方もいる。そういう意味では県民の方が応援してくれた、応えてくれた、そういうプロセスの中で作れたのは大変よかったと思います。それからもうちょっとマクロなこと申しますと、実は前に一回中間報告で審議会で私が報告したときに、会長さんのほうから大変よく意欲的にできているけど、炭素税とか排出量取引とか、そういうものはどうなってますか、といわれて、さすが長野県だと私思いました。まさに大林委員の方からもドイツの話がありましたが、ドイツが車輪が回転し始めているというのも、やはり市場メカニズムにきちんと介入、一種の介入なんですけど、介入して自然エネルギーなり、温暖化対策に投資することが経済に組み込まれる仕組みを作って、だからこそちゃんと回っているんですね。残念ながら日本ではまだそれが十分回っておりませんが、長野県はその中でできる最大限のところをやられたと思っています。ただ正直たとえば資金調達のサポート等と書いてあるのですが、これまだまだ苦しいだろうなと思っています。ドイツあたりですと、これはドイツだからというわけではありませんが、EUが今もう排出量取引制度において、いわゆる入札制度、オークションに移行、13年度からするのですが、その収入があがってくるんですね。10兆近くあがってくるという話もあるのですが、それをまたそういう資金に当てるといって資金の循環も出来ている。ということがあるので、まだまだ先が長いのですが、長野県はそういう意味では国の尻を叩くというか、先鞭を付ける大変重要なお仕事をなさったのではないかと思います。この後条例化とかあると思いますが、頑張ってくださいと思います。個人的には各論の話ですが、大学で教えていると何か、学生たちが自然から離れているというのが、すごく気になるんですね。もうオール電化になってマッチなんか擦ったことないという学生が増えているのですが、今回熱利用とかバイオの利用とかで、長野あたりだと薪ストーブ等含

めて進んでいくと思うのですが、今の世の中に必要な文明の原点みたいなものを、もう1回引き戻す要素も含まれていたのかなと思って、私はその点もよかったと思います。いずれにしても、大変皆さま方にはお世話になりました。ありがとうございました。これで本日の委員会を終わりたいと思います。これで進行を事務方にお返しします。

田中企画幹

一方井委員長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様、熱心なご議論ありがとうございました。それではこれを持ちまして、4回にわたる長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会を閉じさせていただきます。委員各員におかれましては7カ月にわたり活発にご議論いただきどうもありがとうございました。なお、一方井委員長にご出席をいただき、地球温暖化新制度について最終報告をおこなっていただきます長野県環境審議会は1月15日の開催予定です。当日の審議会の議論につきましては、専門委員の皆さまに後日、お知らせもさせていただきたいと思っております。

それでは以上を持ちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。